

文政十二年

趣意書

一御神事之節相勤候獅子之儀先年本郷二

獅子無之以前方向山二獅子有之、雨請諫

御遷宮其外御神事等之節本郷方

依招請相勤来候由二相聞候、其後中組二

獅子出来以来二頭を以相勤来候、夫より

数十年之後、南組北組両組同時二獅子出来、

猶又年を経、新井二獅子、飯森二打囃子

是又同時二出来、以来獅子五頭、打囃子一組

平地新田獅子一頭、都合七組二而相勤来候処

三十八九ヶ年以前平地新田神明宮雨請御礼

諫之節、組々申分出来い多し候以来、平地と

不和二相成り猶又其後三十六年以前本郷

御神社、雨請御礼之節、中組向山と申し分

出来い多し、夫より来雨請之節八夜諫二而

御礼諫等之節八、獅子打囃子共立会相止め、

神子之舞、或八馬之塔其外思ひ付之俄事

又八神酒参等二而相済来候付、兼而為用意

相備置候獅子打囃子等も不用と相成り、

結句差懸り俄事之工夫等二心を遣ひ、外之

手間隙(暇)相懸り、費用之物入多ク面白

からぬ成行、殊二組々互二意趣遺恨を

相含み、不和合之姿二而者追々哀微破滅

之基と甚以歎敷、然處神妙成ル願有之

二十三ヶ年以前子年、組々一同和睦出来仕、

本郷枝郷共客主之礼を盡(尽)シ相勤来候処、又候

十七八ヶ年以前、平地新田神明宮雨請御禮

之節、中組向山と入組申分出来候以後者、

組々我情を申し募り、新旧本枝之心を争ひ

礼を失ひ、意趣遺恨を粹候風俗、脇より

見聞い多し候而者、甚以見苦敷、為躰(テイタラク)二

相成、

全ク二十ヶ年以前江立戻候様二も可相成哉と

昼夜之悲嘆、難尽言語候、雖然(シカリトイエドモ)時

節不至

而者、組々和熟者不行届、徒二相過候処、時成越

氏神御本社、及大破難捨置候事二而、既二

御造営之儀申出、村中一同、慈志之執持を以、

去ル西春方御普請二取懸日々増シ御造作

御取懸シ当戊正月上旬迄二新

一御神事之節、相勤候獅子の儀、先年本郷に

獅子無之以前方向山に獅子これあり、雨請諫

御遷宮その外御神事等の節、本郷より

招請に依り相勤め来り候由に相聞き候、その後中組に

獅子出来以来二頭を以て相勤め来り候、それより

数十年の後南組北組両組同時に獅子出来

猶又年をへ、新居に獅子、飯森に打囃子

是また同時に出来、以来獅子五頭、打囃子一組

平地新田獅子一頭、都合七組にて相勤め来り候処

三十八九ヶ年以前平地新田神明宮雨請御礼

諫之節、組々申分出来いたし候以来、平地と

不和に相成り、なお又その後三十六年以前本郷

御神社、雨請御礼の節中組向山と申し分

出来いたし、それより来雨請の節は夜諫にて

御礼諫等の節は、獅子打囃子とも立会相止め

神子之舞、あるいは馬の塔その外思いつきの俄事

または、神酒参り等にて相済し来り候につき、兼ねて用

意として相備え置き候獅子舞打囃子等も不用と相成

り

(とつとつ、その場かぎりの)

結句差懸かり俄事之工夫等に心を使い、外の1

手間暇相かかり、費用の物入り多く面白

からぬ成行き、殊に組々互いに意趣遺恨を

相含み、不和合の姿にては追々哀微破滅

の基と甚だもつて歎かわしく、然る処神妙なる願これ有

り二十三ヶ年以前子年組々一同和睦出来仕り

本郷枝郷とも客主の礼を尽し相勤め来り候処、またぞ

ろ十七八年己前、平地新田神明宮雨請御礼

の節、中組向山と入組み申し分出来候以後は、

組々我情を申し募り、新旧本枝の心を争い

礼を失ひ、意趣遺恨を粹(もつ)候風俗、脇より

見聞いたし候ては、甚だ見苦しくていたらくに相成

全ク二十ヶ年以前へ立戻り候ようにも相成べくやと

昼夜の悲嘆、言語に尽くし難く候、しかりといえど

も、時節至らず

ては組々相和熟不行き届き、徒に相過し候処、時成

越

氏神ご本社、大破に及び、捨ておき難く候事にて、既に

御造営の儀申出、村中一同慈志の執持を以つて

去ル西春より御普請二取懸り、日々増シ御造作

御取懸シ(リ?)当戊正月上旬迄に新

御本社并玉垣等二至迄不残所出来、目出度御遷宮も被為在、難有御儀誠二時節能生連合と、稀成御造宮、御取持申上候儀ハ、全ク私之計ひ有之間敷、御神徳之程、可信可仰候事也、然處前頭之風躰心組二而御遷宮之御悦等奉申上候而者、御神慮二不相叶、御納受も有之間敷并立願祈禱其外御神事等執行仕候而も、御感応も無覚東都而御神封之程恐多ク奉存候、誠二此時社時節出来るらん哉(力)何卒我儘偏執之心を改、意趣遺恨を抛(ナゲ)捨て組々一同和睦い多し、村中無餘念御遷宮之御堂、挙而奉申上度奉存組々江和睦之儀申談候處、速二和睦相調ひ、是則時節出来とハ申那可ら、偏二御神徳之奉蒙御加護候御儀、長久村中繁栄無類、冥加至極難有奉存候、依之、新旧本枝之差別を捨て、御神事之節順席改格左之通可被相心得事

改格條目

一本郷枝郷共、互ニ客主之礼を尽シ本郷三組ハ御神事執行之行司役と相定メ、先ツ中組ハ相初メ、夫ハ南組北組と一組二而一ヶ年宛隔番二行司可被相勤候、然上ハ御神事之節、神楽執行之儀二付而八本郷三組一同相談之上、万端改格之趣意、無違却取計且行司役当番之組ハ順席道順等、夫々組々江挨拶可被致候、且御宮参着之儀外組ハ早行打上り候様被心懸、外組之参着之節ハ御宮口迄出迎候筈之事

一向山、新井、飯森三郷之儀ハ、各客分と相定メ御神事執行方之儀二付而者都而本郷三組相談二可被准候、且平地新田之儀、別格之客分と相定メ雨請御神事之節斗仍招請出会
之筈二候、其餘御神事之節ハ出会無之筈候事
但平地新田、神明宮雨請之節ハ本郷三組枝郷三組共別格之客分と相定メ
右六組依招請出会之筈二候其餘ハ
御神事二付平地新田江出席無之筈之事

「ご本社ならびに玉垣等に至るまで残らずでき、目出度く御遷宮も在らされ、有難き御義、誠に時節よく生まれあわせと稀なる御遷宮御取持申あげ候儀は全く私の計らいこれ有るまじく、ご神徳のほど信ずべく、仰すべく候事なり、然るところ前頭の風体心組にて御遷宮の御よろこび等申しあげては御神慮にあい叶はず、御納受もこれあるまじく、ならびに立願祈禱其外御神事等執行仕り候ても御感応も覚東なく、すべて御神封のほど恐れ多く存じ奉り候、誠にこの時社時節出来るらんか何卒わがまま偏執の心を改め、意趣遺恨を抛(ナゲ)捨て組々一同和睦いたし、村中余念なく御遷宮の御堂、あげて申上げ奉りたく存じ奉る組々ハ和睦の儀申談じ候ところ、速やかに和睦相整い是即時出来とは申しながら、ひとえに御神徳の御加護を蒙り奉る儀、長久村中繁栄無類、冥加しこく有難く存じ奉り候これにより、新旧本枝の差別を捨て、御神事之節順席改格左の通り相心得らるべく事

改格條目

一本郷枝郷共、互に客主の礼を尽し、本郷三組は御神事執行の行司役と相定め、まず、中組より相はじめ、それより、南組北組と一組にて一ヶ年宛隔番に行司相つとめらるべく候、然る上は御神事之節、神楽執行の儀につきましては、本郷三組一同相談の上、万端改格の趣意違却なく取ばかり且、行司役当番の組より順席等それぞれ組々ハ挨拶いたさるべく候、且、御宮参着之儀外組より早行打上り候様心がけ、外組の参着の節は御宮口まで出迎へ候筈の事

一向山、新居、飯森三郷の儀は、各客分と相定め御神事執行方の儀に付てはすべて本郷三組相談に准ぜらるべく候、且平地新田の儀格別の客分と相定め雨請御神事之節ばかり招請により出会いの筈に候、其余御神事之節は出会いこれ無く筈候事但し、平地新田、神明宮雨請の節は本郷三組枝郷三組とも別格の客分と相定め
右六組招請により出会いの筈に候、その余は
御神事につき、平地新田へ出席これなく筈の事

一 氏神八幡宮御遷宮諫の節、神楽順の儀は
先ツ向山より舞初め夫方新井飯森隔番、本郷
三組ハ行司役当番之組舞留と可被心得候
御宮下り順之儀者、行司役当番之組、先達と
して、夫方向山、新井飯森隔番、本郷二組ハ
先行司役之組おさへと可被心得候、勿論組々
御宮打上り之儀ハ勝手次第之事

但両庄屋江勤方之儀、暮二及ひ難行届
節ハ、御宮下り順之儀、右神楽順同様

行司役当番之組、押(抑力)へと可被心得事

一 若宮を初、外御末社之内御遷宮之節者

先之組々氏神二而打揃、行司役当番之組

案内先達として、向山、新井、飯森隔番、本郷

二組ハ先行司役之組於さへと可被心得候、神楽

順之儀者、向山方舞初メ夫方新井飯森隔番

本郷三組ハ行司役当番之組、可為舞留事

但弁財天御遷宮之節ハ、向山、行司役

案内先達、神楽順ハ中組方舞初メ夫方

南組北組隔番、新井飯森隔番、向山

可為舞留候、御宮下り順も右同様之事

一 毎年四月十七日、御神忌諫之節

神楽順之儀并御宮下り順等之儀者、都而

氏神御遷宮之節、同様之事

一 毎年六月十五日、祇園祭之節ハ、先ツ組々

氏神二而打揃、行司役当番之組、案内先達

として、夫方向山、新井、飯森隔番、本郷二組ハ

先行司役之組於さへと可被心得候、神楽順

御宮下り順等ハ都而氏神御遷宮諫之節

同様之事

一 雨請之儀者、村中一同挙而、祈願可仕筈、勿論

之事二候得ハ、氏神并外御末社、あるひハ、

高神御勧請之節迎も本郷三組枝郷三組

平地新田共都合七組不殘立合之筈二候、尤

祈願中夜諫并雨悦ひ諫等ハ順席二不拘

組々勝手次第之事

但、平地新田之儀者、別格之客分、招請

獅子之儀二候間、御神事相濟次第

御宮方直二引取候様、挨拶可被致候

客分之事故両庄屋江不及相勤事

一 氏神八幡宮雨請御礼諫之節、神楽順

之儀者、先ツ、平地新田方舞初メ夫方向山新井

飯森隔番、本郷三組ハ当番行司役之組

一 氏神八幡宮御遷宮の節、神楽順の儀は
先ツ向山より舞初めそれより新居飯森隔番、本郷
三組は行司役当番の組舞留めと心得らるべく候
御宮下り順の儀は、行司役当番の組先達と
して、夫より向山新居飯森隔番、本郷二組は
先行司役の組おさえと心得らるべく候、勿論組々
御宮打上りの儀は、勝手次第の事

但し両庄屋へ勤め方の儀、暮におよび行届き難き
節は、御宮下り順の儀、右神楽順同様

行司役当番の組押さへと心得らるべく候

一 若宮を初め、外御末社の内、御遷宮は

先之組々氏神にて打ち揃い、行司役当番の組

案内先達として、向山新居飯森隔番、本郷

二組は先行司役の組押えと心得らるべく候、神楽

順の儀は、向山より舞始めそれより新居飯森隔番

本郷三組は行司役当番の組、舞留とすべく事

但し、弁財天御遷宮の節は、向山行司役

案内先達、神楽順は中組より舞始めそれより

南組北組隔番、新居飯森隔番、向山

舞留めさすべく候、御宮下り順も右同様之事

一 毎年四月十七日、御神忌諫の節

神楽順の儀並びに御宮下り順等儀は、すべて³

氏神御遷宮之節、同様之事

一 毎年六月十五日祇園祭の節は、まず、組々

氏神にて打揃い、行司役当番の組、案内先達

として、それより向山新居飯森隔番、本郷二組は

先行司役の組おさへと心得らるべく候、神楽順

御宮下り順などはすべて氏神御遷宮諫の節

同様之事

一 雨請の儀は、村中一同あげて祈願仕るべく筈、勿論

の事に候得ば、氏神並びに外御末社、あるいは

高神御勧請の節とても本郷三組枝郷三組

平地新田とも都合七組残らず立合の筈に候、もつとも

祈願中夜諫並びに雨よろこび諫等は順席に拘わらず

組々勝手次第の事

但し、平地新田の儀は、別格の客分、招請

獅子の儀に候間、御神事あい濟しだい

御宮よりすぐに引き取り候様、挨拶いたさるべく候

客分の事故、両庄屋へ相勤めに及ばず事

一 氏神八幡宮雨請御礼諫の節、神楽順

の儀は、まず平地新田より舞始めそれより向山新居

飯森隔番、本郷三組は当番行司役の組

舞留二可被心得候、御宮下り順之儀ハ、客分
平地新田下り次第、両庄屋江相勤候節ハ当番
行司役之組先達として、夫方岡山新井飯森
隔番、本郷二組ハ先行司役之組押へと可被
心得候、若シ暮二及び、庄屋方難相勤

御宮方直二引取候節者、平地新田二続キ、右
神楽順之通、行司役当番之組下り留と可被
心得事

一 右社、雨請御礼諫之節、氏神方道順之儀ハ、
行司役当番之組、案内先達として、夫より
平地新田、岡山新井飯森隔番、本郷二組ハ
先行司役之組おさへと可被心得候、神楽順
之儀者、氏神之順序同様之事

一 弁財天、雨請御礼諫之節ハ、向山行司役と
相定め、本郷三組、枝郷二組、平地新田共客分
たる辺く候、其内二も、本郷三組ハ格別と心得
外御宮方移動之節ハ、行司役向山先達として
夫方中組、南組、北組隔番、平地新田、新井
飯森隔番と可被心得候、神楽順之儀ハ、中組方
舞初メ、南組北組隔番、夫方平地新田、新井
飯森隔番、向山ハ可存舞留候、御宮下り順
之儀者、右神楽順同様、向山ハ下り留と可被心得候
尤外御宮江移動之節者、本郷三組之内
行司役当番之組先達として、夫方平地新田、
向山、新井、飯森隔番、本郷二組ハ先行司役
之組おさへたる遍く候、且平地新田、神明宮江移動
之節者、平地新田先達として、夫方中組、南組、北組
隔番、向山、新井飯森隔番と可被心得事

一 平地新田、神明宮雨請御礼諫之節ハ、本郷
三組、外枝郷三組共別格之客分として平地
新田之儀者、御神事執行之行司役と相定め
諸事前頭之振二随ひ本郷并外枝郷共
参勤之節者、御宮口江出迎ひ候様、可被致候
神楽順之儀者、先ツ中組方舞初メ、夫方南組
北組隔番、向山、新井飯森隔番、平地新田
之儀者、可存舞留候、御宮下り順之儀者、右
神楽順同様、平地新田下り留と可被心得候、且外
御宮江移動之節者、本郷三組之内、行司役
新井飯森隔番、本郷二組ハ先行司役之組
於さへと可被心得事

但、本郷三組、枝郷三組共、客分招請
獅子之儀二付、平地新田庄屋方相勤

舞とめに心得らるべく候、御宮下り順の儀は、客分
平地新田下りしだい両庄屋へ相勤め候節は当番
行司役組先達として、それより岡山新居飯森
隔番、本郷二組は先行司役の組押さえと心得らるべく候
もし、暮におよび、庄屋方相勤めがたく

御宮より直に引取り候節は、平地新田に続き右
神楽順の通り行司役当番の組下り留めと心得
らるべく候

一 右社、雨請御礼諫の節、氏神より道順の儀は
行司役当番の組案内先達として、それより
平地新田、岡山新居飯森隔番、本郷二組は
先行司役の組抑えと心得らるべく候、神楽順
の儀は、氏神の順序同様之事

一 弁財天雨請御礼諫の節は、向山行司役と
相定め、本郷三組、枝郷二組、平地新田とも客分
たるべく候、その内にも、本郷三組は格別と心得
外御宮より移動の節は、行司役向山先達として
それより中組、南組、北組隔番、平地新田、新居
飯森隔番と心得らるべく候、神楽順の儀は、中組より
舞いはじめ、南組北組隔番、それより平地新田、新居
飯森隔番、向山は舞とめと存すべく候、御宮下り順
の儀は、右神楽順同様、向山は下りとめと心得らるべく
候、もつとも外御宮へ移動の節は、本郷三組の内
行司役当番の組先達として、それより平地新田、
岡山新居飯森隔番、本郷二組は先行司役
の組おさえたるべく候、且、平地新田神明宮へ移動
の節は、平地新田先達として、それより中組南組北組
隔番、向山新居飯森隔番と心得らるべく事

一 平地新田神明宮雨請御礼諫の節は、本郷
三組、外枝郷三組共別格の客分として平地新田の
儀は、御神事執行の行司と相定め、
諸事前頭のふりに従い本郷並びに外枝郷共
参勤の節は御宮口へ出迎ひ候様いたさるべく候
神楽順の儀は先ず中組より舞始めそれより南組
北組隔番、岡山新居飯森隔番平地新田の儀は
舞留めと存すべく候、御宮下り順の儀は、右
神楽順同様、平地新田下り留めと心得らるべく候、其外
御宮へ移動の節は、本郷三組の内、行司役
新居飯森隔番、本郷二組は先行司役の組
おさへと心得らるべく候

但し、本郷三組、枝郷三組共、客分招請
獅子の儀につき、平地新田庄屋方相勤め

不及候間、神楽不残濟次第

御宮より直二引取り可被申候

一雨請立願二付、熱田、津島、田戸、都而遠方

御高神、御勸請、御出迎供奉之節、道順之儀

本郷三組之内行司役当番之組先達として

夫より平地新田、向山、新井飯森隔番、本郷

二組ハ、先行司役之組おさへたる遍く候、且

氏神江、御遷座之上、神楽順之儀ハ先ツ平地新田より

舞初メ、夫より向山、新井飯森隔番、本郷三組ハ

行司役当番之組、可存舞留候、御宮下り順

之儀茂、右神楽順同様之事

一初午諫、社日諫、苗代諫、農業諫、八朔諫

神送、神迎等、其外年内御神事之節

六組立会之儀者、組々申相之上、可為勝手次第候

尤立会之節者、組々順席可被相用事

右之條々本郷於御神社者枝郷三組を賞シ

古獅子向山定先神楽、枝郷於御神社者

本郷三組を賞シ行司役当番二不拘、古獅子

中組先神楽可為候間、向後聊心得違無之様

急度可被相守候、曰克己復礼と波、人欲之私二

勝ち禮に帰流を云、禮能要者和を貴し(と)春

其奢しむより里ハ寧檢せよと奢越い満しむ

奢り争ひ起須、争ふハ礼に非春、日神者

非禮を受給春、可慎可恐、讓を以礼之実情

と春、猶此上二茂讓二不如、為後日改格

條目依如件

文政九年

戊三月

乙川村庄屋

杉浦義平治

同断

善次郎

組頭

太九郎

同

藤右衛門

同

徳左衛門

同

佐七

戊年行司役当番

中組

及ばず候あいだ、神楽残らず相すみ次第

御宮より直に引取り申さるべく候

一雨請立願につき、熱田津島田戸すべて遠方

御高神御勸請御出迎え供奉の節、道順の儀

本郷三組内行司役当番の組先達として

それより平地新田向山新居飯森隔番、本郷

二組は先行司役の組押えたるべく候、かつ

氏神へ御遷宮の上、神楽順の儀は先ず平地新田より

舞始め、それより向山新居飯森隔番、本郷三組は

行司役当番の組、舞留めとぞんずべく候、御宮下り順

の儀も、右神楽順同様之事

一初午諫、社日諫、苗代諫、農業諫、八朔諫

神送、神迎などその外年内御神事之節

六組立会之儀は、組々申し相の上、勝手たるべく次第

候、尤、立会之節は、組々順席相用いらるべく候

右の条々本郷御神社においては、枝郷三組をめです

古獅子向山定先、枝郷御神社においては

本郷三組をめです、行司役当番に拘わらず、古獅子

中組まず神楽さすべく候間、今後、いささかも心得違

いなき様急度相守らるべく候、曰く克己復礼(論語)と

は、人欲の私に勝ち、礼に帰るをいう、礼の要は和を貴

しとす、その奢らしむよりは、寧檢せよと奢りをいまし

む

奢りより争い起す、争うは礼にあらず、曰神は

非礼を受給ず、慎むべし、恐れるべし、讓るを以て礼の

実情とす、なおこの上にも讓るにしかず、後日のため、

改格條目依つてくだんのごとく。

文政九年

戊三月

川村庄屋

杉浦義平治

同断

善次郎

組頭

太九郎

同

藤右衛門

同

徳左衛門

同

佐七

成年行司役当番 中組
亥年右同断 北組 若イ者中
子年右同断 南組

此書付條目毎年正月二日当番行司役之組江
相渡申答之事

右者其組依頼條目写相認差遣シ
申候聊心得違無之様可被相守候依而
奥印頼仕候以上

文政十二年
丑六月

庄屋
杉浦義平治 ㊤

亥年右同断 北組 若イ者中
子年右同断 南組

此の書付條目毎年正月二日当番行司役の組へ
相渡し申すはずの事

右は、その組依頼條目写相認めさし遣わし
申候、いささかも心得違いこれ無きよう相守らるべく候、
よつて奥印頼み仕り候以上

文政十二年
丑六月

庄屋
杉浦義平治 ㊤

※

前頁「人欲」は「人の欲望、本心をくらます雑念」の意
前頁「寧検」は「やすらかで謙虚」意